

公益社団法人島根県観光連盟役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県観光連盟（以下「連盟」という。）の役員の報酬及び手当（以下「報酬等」という。）並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 連盟の役員は、無報酬とする。ただし、常勤の専務理事には、報酬、通勤手当、期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

(報酬等の額及び支給方法)

第3条 前条の専務理事の報酬等の額は、別表の額の範囲内で理事会において定める。
2 通勤手当の額は公益社団法人島根県観光連盟職員給与規程（以下「給与規程」という。）による。
3 報酬等の支払方法については給与規程の給与の支給方法の例による。

(費用の弁償)

第4条 連盟は、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
2 旅費の額及び支給方法については、公益社団法人島根県観光連盟旅費規程による。
3 旅費以外の費用の弁償の額は実費とし、役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

(公表)

第5条 連盟は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定により公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人島根県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条関係）

報酬等の額	年額5,000,000円以内
-------	----------------